

【テーマ2】 減災に繋げる災害に強い住まいと都市の形成

めざす方向	<p>◎南海トラフ巨大地震等の来るべき大地震に備え、生命を守り被害を最小化する減災の観点から、府民の安全・安心の基盤である住宅・建築物等の耐震化、密集市街地対策による災害に強い都市構造の形成に取り組みます。</p> <p>(中長期の目標・指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震時等に著しく危険な密集市街地：H32年度までに解消 ・住宅・建築物の耐震化率：95%（住宅はH37年度まで、多数の者が利用する建築物はH32年度まで）
--------------	--

災害に強い都市構造の形成		
＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（H31.3月末時点）＞
<p>■地震時等に著しく危険な密集市街地の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府密集市街地整備方針(*10)」（H30.3 改定）に基づき、新たな推進方策や「暮らしやすいまちづくり」に向けた取組みを市の「整備アクションプログラム」に盛り込み公表し、事業のスピードアップを図る。 ・まちの「燃え広がりにくさ」や「逃げやすさ」を示した「密集市街地まちの防災性マップ」を公表し、意識啓発等に活用する。 ・延焼遮断帯となる三国塚口線、寝屋川大東線の整備を実施する（用地交渉等）。 ・地域防災力の向上に向けて防災講座・ワークショップ等を実施する。 <p style="text-align: center;">実施地区数：7市11地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間と連携し、地区内の住戸に除却制度等を啓発するローラー作戦をモデル実施する。 ・「建築防災啓発員制度(*11)」協力企業の拡充に向けて働きかけを実施する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(スケジュール)</p> <p>30年5月：市の「整備アクションプログラム」、「密集市街地まちの防災性マップ」の公表 密集市街地対策推進チーム会議の開催</p> <p>通年：三国塚口線、寝屋川大東線の整備 防災講座・ワークショップ等の実施</p> </div>	<p>◇成果指標（アウトカム）</p> <p>(定性的な目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密集事業の適切な進捗管理や延焼遮断帯の整備、地元市と連携した地域の防災力の向上等により、災害に強い都市構造の形成を進める。 ・地域住民を対象とした防災講座や地域のワークショップにおいて「密集市街地まちの防災性マップ」を活用し、住民の防災意識を高め、所有者の事業協力意欲を喚起する。 	<p>■地震時等に著しく危険な密集市街地の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地震時等に著しく危険な密集市街地」のうち、大阪府が取り組む地区の一部 268ha が解消(H30.3 末時点国公表) ・「大阪府密集市街地整備方針」に基づき、市の「整備アクションプログラム」の見直しを実施。 ・「密集市街地まちの防災性マップ」を作成し、周知を図ることにより防災意識の啓発を実施。 ・延焼遮断帯（三国塚口線、寝屋川大東線）整備に向けた用地交渉等を実施。 ・大学と連携して、火災時の映像や煙の疑似体験等により、火災発生時の危険性を啓発するなど、地域防災力の向上に向けた防災講座、ワークショップ等を実施。 <p style="text-align: center;">実施地区数：6市10地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・門真市、大阪府都市整備推進センター、NPO でローラー作戦の協定を締結し、モデル実施。 ・「建築防災啓発員制度」協力企業の拡充に向け、関係団体に働きかけを実施。 ・大阪府都市整備推進センターにおいて、地元市への専門家の派遣を開始。また、除却跡地の緑化および感震ブレイカー設置に対する補助制度の創設、空家・空地の活用方策の検討など新たな支援を実施。

		<p>30年5月：市の「整備アクションプログラム」、「密集市街地まちの防災性マップ」を公表 「密集市街地対策推進チーム会議」を開催 都整センターによる新たな支援を開始</p> <p>9月：・地元市への専門家派遣を開始 ・門真市・都整センター・NPOで、ローラー作戦実施に向けた協定締結</p> <p>10月：空家・空地実態調査を開始</p> <p>11月：大学と連携したワークショップを実施</p> <p>31年1月：門真市でローラー作戦を開始</p> <p>3月：都整センターの補助制度を活用し、防災公園を整備、自治会単位で感震ブレイカーを設置</p>
--	--	---

住宅・建築物の耐震化の促進

＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（H31.3月末時点）＞
<p>■ 民間住宅・建築物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府耐震改修促進計画」(*12)に基づき、府民が耐震性のある住宅・建築物を利用できるよう、市町村等と連携し、建物所有者に補助制度を活用した耐震診断、改修実施を働きかける。 木造住宅への個別訪問、DM等での啓発：70,000戸 木造住宅耐震化重点取組実施：2地区 改修等の意向を示した広域緊急交通路沿道建築物所有者への個別訪問等によるフォローアップ：28棟 ・耐震性のない全ての大規模建築物(*13)への個別訪問等：11棟（大阪府所管行政庁分） 長周期地震動対策(*14)が必要な建築物へのフォローアップ：5棟（大阪府所管行政庁分） ・広域緊急交通路沿道建築物(*15)の耐震化について、進捗状況を踏まえた促進方策等を検討するとともに、道路管理を所管する部局等と密接に連携し、発災時の対応について検討を行う。 ・大阪府耐震改修促進計画を改定する。 	<p>◇成果指標（アウトカム）</p> <p>（定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化の働きかけ等により、民間の住宅・建築物の耐震化を促進し、府民の安全の確保を図る。 ・広域緊急交通路沿道建築物の耐震化により、災害時の機能確保を進める。 ・分譲マンションの耐震化に関するトータルサポートにより、分譲マンション管理組合の耐震化に関する活動を活性化する。 	<p>■ 民間住宅・建築物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の所有者等に以下の働きかけを実施 木造住宅への個別訪問、DM等での啓発：約100,000戸 木造住宅耐震化重点取組実施：2地区 リフォーム事業者や関係団体等と連携したバリアフリー等のリフォーム機会を活用した耐震化の啓発チラシ配布を3月に実施 木造住宅の耐震診断、設計、改修工事補助金申請の一括申請等の手続き簡素化について、府内市町村に対応を要請 改修等の意向を示した広域緊急交通路沿道建築物所有者への個別訪問等によるフォローアップ：27棟 耐震性のない全ての大規模建築物への個別訪問等：10棟 長周期地震動対策が必要な建築物へのフォローアップ：5棟 ・広域緊急交通路沿道の耐震性不足建築物の所在

- ・「分譲マンション耐震化サポート事業者情報提供制度」(*16)により登録したサポート事業者を府ホームページで情報提供する。
- ・「大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム推進協議会(*17)」が実施する意識啓発セミナーや相談・実務アドバイザーの派遣、さらに「分譲マンション耐震化サポート事業者情報提供制度」による耐震化の初動期から工事の実施に至るまでのトータルサポートについて、分譲マンション管理組合にDMや個別訪問等により情報提供する。
DMによる情報提供：2,600 棟

(スケジュール)

- 30年5月：分譲マンション耐震化サポート事業者の府ホームページでの情報提供
- 7～8月：DMによる分譲マンション耐震化トータルサポートの情報提供
- 7月～：分譲マンション管理組合への個別訪問
- 8月：広域緊急交通路沿道建築物の耐震化の進捗状況を踏まえた促進方策案のとりまとめ
- 31年3月：大阪府耐震改修促進計画の改定
- 通年：建物所有者への耐震診断、改修実施の働きかけ

■府有建築物の耐震化

- ・「新・府有建築物耐震化実施方針」(*18)に基づき、H30年度までに災害時に重要な機能を果たす建築物(*19)の耐震化率 100%の達成に向け耐震化を実施す

◇成果指標 (アウトカム)

- (定性的な目標)
- ・適切な進捗管理により府有建築物の耐震化の促進を図り府民の生命、財産を守る。

- 地等の情報を道路管理所管部局に提供し、共有。
- ・耐震診断義務付け建築物の耐震化の目標等について、「耐震改修促進計画審議会」に諮問し、答申を得て大阪府耐震改修促進計画（住宅建築物耐震 10 年戦略・大阪）を改定。
- ・「分譲マンション耐震化サポート事業者情報提供制度」により登録したサポート事業者を府ホームページで情報提供。（登録事業者数：11 社）
- ・分譲マンション管理組合への情報提供について、DMを発送。個別訪問での働きかけについて、市町と連携し実施。
DM等による情報提供：2,157 棟

- 30年6月：分譲マンション耐震化サポート事業者の府ホームページでの情報提供
- 7月～：「大阪府耐震改修促進計画審議会」に諮問し、以降3回審議
- 9月：同審議会【中間とりまとめ】を公表
- 31年1月：同審議会【答申】を公表
- 2月：「住宅建築物耐震 10 年戦略・大阪」のパブリックコメント実施
- 3月：「住宅建築物耐震 10 年戦略・大阪」を改定

【「大阪府北部を震源とする地震」における対応】

- ・民間のブロック塀等の除却費用について、補助を行う市町村に対する補助制度を創設。
補助制度を創設した市町村数：41
(残り2町は、平成31年度当初に創設)

■府有建築物の耐震化

- ・災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震化が完了。
- ・業務継続上必要な建築物等の耐震化に向けて耐震

るとともに、業務継続上必要な建築物等の耐震化の実施及び実施に向けた所管課への働きかけを行う。

(スケジュール)

30 年度中 : 平野警察署 建替工事完了
業務継続上必要な建築物等の耐震化の実施
・泉北府民センタービル (耐震診断)
・中部広域防災拠点備蓄倉庫天井改修 (設計・工事) 等

(数値目標)

・災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震化率 : 100%

診断等を実施中。また、府有建築物耐震性能向上事業推進会議を開催し、所管課への耐震化の働きかけを実施。

30 年 6 月 : 府有建築物耐震性能向上事業推進会議を開催 (2 回)
31 年 1 月 : 平野警察署 建替工事完了
11 月 : 平野警察署 建替工事完了

(数値目標)

・災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震化率 : 100%達成

【「大阪府北部を震源とする地震」における対応】

・6 月に発生した「大阪府北部を震源とする地震」の被害を受けた府有建築物の補修及びブロック塀の撤去等を実施。また、天井等の 2 次構造部材の耐震化を進めるため、施設管理者を対象とした新たな会議を設置。(府有建築物耐震性能向上推進会議内に特定天井部会を設置)

災害時の応急対策の整備

<今年度何をするか (取組の内容、手法・スケジュール) >

■大規模災害時における民間と連携した体制整備

・「災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアル (案)」 (*20)に基づく訓練内容を充実するとともに、民間関係団体の研修会等により制度周知を図り、災害時における応急対策の体制整備を行う。

(スケジュール)

30 年 6 月 : 市町村危機管理担当職員への研修実施
~
民間関係団体主催研修会での制度説

▷

<何をどのような状態にするか (目標) >

◇成果指標 (アウトカム)

(定性的な目標)
・「災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアル (案)」に基づき、迅速かつ円滑に民間賃貸住宅を提供するための体制を確立する。

▶

<進捗状況 (H31.3 月末時点) >

■大規模災害時における民間と連携した体制整備

・「災害時民間賃貸住宅借上制度」の概要について、民間関係団体の研修会等で周知。

30 年 4 月 : 研修会等での制度説明 (全日本不動産協会大阪府本部、大阪府宅地建物取引業協会)
~
市町村危機管理担当職員への研修実施 (市町村防災対策協議会幹事会等)

明
31年1月 : 「災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアル(案)」に基づく訓練の実施

31年1月 : 大阪府宅地建物取引業協会、全
日不動産協会大阪府本部、全国
賃貸住宅経営者協会連合会、アッ
トホーム株式会社、府内市町村
(危機管理室及び制度担当室・
課)と防災訓練を実施
2月 : 大阪府宅地建物取引業協会(堺
市支部)、全日本不動産協会大
阪府本部(大阪南支部)、堺市
と制度マニュアルのシミュレーション訓
練を実施

【「大阪府北部を震源とする地震」等における対応】

- ・6月に発生した「大阪府北部を震源とする地震」への
対応として、制度マニュアルを内閣府と協議し施行。住
家に全壊等の被害を受けた被災者に対して、借上型
仮設住宅を提供。
契約件数：3市11件
- ・一部損壊以上の被害を受け、避難所から自宅に帰る
ことが困難な方等を対象に、「大阪版みなし仮設住
宅」として、府営住宅、府公社住宅、UR賃貸住宅、
民間賃貸住宅を提供。
入居決定戸数：11市町88戸
- ・一部損壊以上の被災した住宅の補修工事を対象に、
金融機関の協力のもと府民の利息負担のない「大阪
版被災住宅無利子融資制度」を創設。※受付期間
をR2年3月末まで延長。
申込件数：1,231件(3月末時点)
- ・住宅・法律・金融等の専門家で「住まいのケア・専門
家チーム」を構成し、被災市が開催する相談会に派
遣。
派遣回数：7市11回
- ・「被災者向け住まいの相談専用ダイヤル」を設置し、住
まいの復旧等に関する相談や情報提供を実施。
相談件数：計1,508件

■ 応急危険度判定制度(*21)の体制の充実

- ・大規模地震の二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士を養成する講習会を開催する。
講習会開催回数：7回

(スケジュール)

30年6月：被災建築物応急危険度判定士講習会
～ の開催

◇ 成果指標 (アウトカム)

- (定性的な目標)
・被災建築物応急危険度判定士の新規登録者数の増加による応急危険度判定の実施体制の充実を図る。

(数値目標)
・応急危険度判定士新規登録者数：700名

■ 応急危険度判定制度の体制の充実

- ・大規模地震の二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士を養成する講習会を開催。
講習会開催回数：7回
30年5月～：被災建築物応急危険度判定
31年2月 士講習会の開催(7回)

(数値目標)
・応急危険度判定士新規登録者数：642名

【「大阪府北部を震源とする地震」における対応】
・6月に発生した「大阪府北部を震源とする地震」への対応として、応急危険度判定士を派遣。
被災建築物応急危険度判定:5市1町(9,361件)
被災宅地危険度判定:5市2町(66件)